資料１－１

審議会の公開及び会議録の公表等について

１．大和市市民参加推進条例

・ 大和市市民参加推進条例では、「地方自治法第１３８条の４第３項に規定する附属機関」への参加についても市民参加の一手法として捉え、会議の公開や会議録の公表等の運営方法を定めています。

・ 今回、開催する文化財保護審議会は「附属機関」に該当するため、本条例の規定に従い、手続きを進めていくこととなります。

２．委員の氏名等の公表（第１０条）

第１０条　執行機関は、審議会等の委員を選任したときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。
(1) 委員の氏名
(2) 委員の選任区分
(3) 略
(4) 略

・ 審議会等の運営について透明性を確保するために、委員の氏名を公表します。

・ 選任区分とは、その方がどのような立場や役割で委員に選ばれたかを示すものです。

３．会議の公開（第１１条）

第１１条　審議会等の会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議を公開しないことができる。
(1) 条例等の規定により公開しないこととされているとき。
(2) 会議の内容に非公開情報（大和市情報公開条例（平成１２年大和市条例第１９号）第７条各号に定める情報をいう。以下同じ。）が含まれるとき。
２　略
３　略

・ 会議でどのような議論がされたかを、市民は傍聴し確認することができます。

・ 第２号の非公開情報とは、特定の個人が識別される情報、企業秘密など法人等の正当な利益を害する情報などが挙げられます。

４．会議録の作成と公表（第１２条）

第１２条 執行機関は、審議会等の会議を開催したときは、会議録を作成し、非公開情報を除き、速やかに公表しなければならない。ただし、会議を非公開とした場合は、会議録を公表しないことができる。

・ 審議会等の運営の透明性確保や市民との情報共有のために、会議録を作成し、ホームページなどで公表します。

・ ただし、出席者の肩書きや発言者の氏名を公表することはありません。

資料１－２

○大和市文化財保護審議会規則

昭和38年11月１日教委規則第２号

改正

昭和53年４月１日教育委員会規則第９号

昭和57年７月21日教育委員会規則第13号

平成18年３月27日教育委員会規則第７号

平成21年３月30日教育委員会規則第８号

大和市文化財保護審議会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第９号）により設置された大和市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第２条　審議会委員（以下「委員」という。）は、専門の学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

（会長）

第３条　審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

（任期）

第４条　委員の任期は２年とする。ただし、再任することができる。

２　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（所掌事務）

第５条　審議会は次に掲げる事務をつかさどる。

（１）　文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条の規定に基づき本市における文化財の保存及び活用に関する重要事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議すること。

（２）　地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項に規定する指定管理者が管理を行う施設のうち、文化財施設の管理について意見を述べること。

（会議）

第６条　審議会は、会長が招集する。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（補則）

第７条　この規則施行にあたり必要な事項は、教育長が審議会の意見を聞いて別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和53年教委規則第９号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和57年教委規則第13号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大和市文化財保護審議会規則の規定は、昭和57年４月１日から適用する。

附　則（平成18年教委規則第７号）

この規則は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成21年教委規則第８号）

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

資料２

平成29年度　指定管理者事業報告概要及び評価（案）

報告期間：平成29年4月1日～平成30年3月31日

施　設　名	大和市郷土民家園
指定管理者	公益財団法人スポーツ・よか・みどり財団
指 定 期 間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

１．事業報告概要

【業務実施状況】

●施設の総括管理及び庶務

管理運営体制	常時２名
開 園 状 況	毎週月曜日（休日の場合翌日）及び年末年始（12/29～1/3）を除く毎日
開 園 時 間	午前９時～午後４時 30 分（7/21～8/31 は午後５時まで）

●施設の利用受付及び庶務

◎年間利用者数

カウンター集計による利用者数…44,111 人

記帳集計による利用者数…29,665 人

（記帳集計内訳）

区　分	市　内	市　外	県　外	合　計
一　般	15,083 人	13,183 人	1,399 人	29,665 人

◎施設利用受付・説明等

小中学校…市内 13 校、市外 17 校、計 31 校

その他団体…市内８団体、市外 17 団体、計 25 団体

◎施設利用者に対する歴史説明

来園者の要望に応じて、大和の歴史（古民家・農耕・養蚕）等の説明を実施。

●園内清掃、環境整備及び簡易な修繕等

園内清掃	定期園内清掃
施設内清掃	旧北島家・旧小川家両施設の清掃。茅葺屋根等防虫のため両施設を燻蒸（開園日一日交代）。
植物管理	除草、草刈、高木・低木剪定、生垣剪定、畑・水田管理等を実施。
簡易修繕	管理施設、備品等の簡易修繕を実施。

資料２

民具作製	竹とんぼ・お手玉・ブンブンごま等を作製
巡回・警備	開園時間中、常時１名巡回警備。閉園時間中は機械警備を実施。
消防訓練	文化財防火デー(1/26)に実施。

●文化財調査報告書の紹介

教育委員会発行の文化財調査報告書を民家園内にて展示紹介した。

●事業の実施

（自主事業）

	事業名	開催日	参加者・来園者数
1	こどもの日まつり ～昔のおもちゃで遊ぼう～　※	5/4 5/5	602 人 906 人
2	小麦脱穀体験　※	6/4	350 人
3	七夕の調べ　※	7/1 7/2	75 人 235 人
4	カイコを知ろう（定員 15 組）	7/17	15 組/28 人
5	☆夏休み親子竹鉄砲作り（定員 15 組）	8/20	1 組/2 人
6	十五夜団子を作ろう（定員 15 組）	10/1	14 組/27 人
7	古民家でお月見　※	10/4	333 人
8	民家園の秋まつり　※	11/5	564 人
9	籾摺り・精米作業実演　※	11/19	192 人
10	正月飾りを作ろう（定員 20 人）	12/23	20 人
11	初春の七草粥（定員 200 人）	1/7	200 人
12	味噌作り(2 日間連続事業)（定員 20 人）	2/17 2/18	20 人
13	民家園の春まつり　※	3/8	786 人
14	☆お出かけコンサート ～古民家で春を感じるコンサート～　※	3/21	59 人
15	箏のしらべとともにお話の世界へ　※ ●7/2 は七夕の調べと同時開催 ●10/4 は古民家でお月見と同時開催	7/2 10/4 11/4 2/25	235 人 333 人 322 人 210 人
16	機織り実演　※ ●5/5 はこどもの日まつりと同時開催	4/19 5/5 5/31 6/30 7/26 8/12	144 人 906 人 179 人 38 人 139 人 147 人

		10/9 11/10 11/17 12/8 2/22 3/7	348 人 115 人 158 人 115 人 39 人 220 人

※印の事業は自由参加制。参加者数は来園者数。

☆印の事業は新規事業

（市内３館合同企画展示）

	企画展名	開催期間	来園者数
1	市内３館合同企画展 「古民家で夏休み～「昆虫」にこんにちゅわ」	7/22～8/20	2,289 人
2	市内３館合同企画展 「古民家でひな祭り」	2/17～3/11	5,139 人

（年中行事展示）

	事業名	展示期間	来園者数
1	端午の節供展示	4/15～5/7	6,692 人
2	七夕飾り展示	6/30～7/7	696 人
3	カイコの飼育展示	7/19～8/13	2,044 人
4	お盆の砂盛り展示	8/11～8/15	375 人
5	十五夜団子飾り展示	9/28～10/4	1,142 人
6	十三夜団子飾り展示	10/26～11/1	590 人
7	ヨーカゾーの目カゴ飾り展示	12/2～12/8	686 人
8	正月飾り展示	2/3～2/8	1,205 人
9	春の七草展示	12/24～1/7	1,205 人
10	繭玉団子飾り展示	12/24～1/7	486 人
11	ヨーカゾーの目カゴ飾り展示	1/11～1/14	788 人
12	お雛様飾り展示	2/10～3/4	4,875 人

【業務実施状況に関する補足説明】

●施設利用者数の前年度比

カウンター集計数：5,455 人減　　記帳集計数：2,472 人減

●自主事業のうち２件は新規事業（夏休み親子竹鉄砲作り、お出かけコンサート）。

資料２

２．収支決算概要

（単位：円）

収　　入		支　　出	
指定管理料 （市が指定管理者に支払った金額）	8,527,000	人件費 （給料手当、臨時雇賃金、福利厚生費）	6,540,913
その他収入 （事業参加料・民家園販売売上等）	456,028	事業費 （会議費、旅費交通費、消耗品費、保険料、諸謝金、負担金）	210,340
		光熱水料費 （電気料、水道料）	414,659
		施設管理費 （通信運搬費、消耗品費、修繕費、燃料費、賃借料、保険料、租税公課、負担金、委託費）	1,838,603
収入計（①）	8,983,028	支出計（②）	9,004,515

収支決算	△21,487

【収支決算に関する補足説明】

・人件費の増加に伴い、収支決算が赤字となっています。

資料２

３．管理運営に対する評価等

指定管理者の管理運営に対する教育委員会の評価は次のとおりです。評価にあたっては、平成 30 年〇月〇日に文化財保護審議会からの意見聴取を行いました。

評価の視点１：施設を利用する者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られたか
●施設の利用許可事務については、条例などに則り適切に行われている。 ●無料参加型行事の実施や、見学者向けワークシートの配布など、施設の平等利用を図っている。 ●利用者からの意見・苦情等については、内外への周知を含めて適切に対応している。 ●利用者アンケート・事業アンケートを実施・分析し、サービスの向上に努めている。
評価の視点２：施設の効用が最大限に発揮された事業運営が行われたか
●規定の年中行事を実施している。自主事業として、養蚕関係講座、味噌作り体験、春秋のまつりなどの人気定例事業のほか、古民家の来歴・特色・雰囲気を活かした朗読・演奏公演や、お出かけコンサートなどの新規事業も積極的に実施している。また、泉の森内という立地の特徴を活かした郷土民家園オリジナル商品の作製など、多様な事業を行っている。 ●他施設との連携事業（文化創造拠点シリウスと連携したお出かけコンサート）を実施し、市内の公共施設と協力して事業運営をしている。 ●つる舞の里歴史資料館・下鶴間ふるさと館との合同企画展も実施し、市内の文化財普及啓発活動にも取り組んでいる。 ●来園者数は前年度からやや減少している。天候にもよるが、大和市ゆとりの森や文化創造拠点シリウスのオープンが影響していると考えられる。 ●子ども向け事業だけでなく、高齢者層をターゲットとした事業の増加にむけた検討・取り組みが必要。 ●事業参加者数の集計方法、アンケートの実施方法の見直しをおこなったことで、事業効果を的確に分析し、今後の運営に明確な課題を示せるようになった。 ●泉の森全体での連携事業や、地域団体との連携など、新しいアイデアを取り入れながら、現在の効果的な運営を継続することが必要。
評価の視点３：施設の適切な維持及び管理が図られたか
●各種点検、報告等は仕様書・協定書等に沿って漏れなく実施されている。施設の清掃や植物の管理及び施設の補修も適切に行われた。
評価の視点４：施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか
●学芸員の有資格者を計画的に配置し、施設の管理を適切に行う体制を整えている。 ●施設の管理運営を安定的に行う上で十分な財務状況と判断している。 ●地域住民をボランティアとして活用し、各人の得意分野を活かしている。また、地域団体との連携事業にも積極的に取り組んでおり、地域に根付いた事業を展開している。

資料３－１

平成３０年度文化財保護事業の予定

１　文化財保護管理事務

文化財保護事業を円滑に実施するため、神奈川県との連絡調整、調査用車両の維持管理等をおこなう。

２　文化財保護審議会等運営事務

（１）文化財保護審議会

文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、文化財関連指定管理施設の運営に関する意見を述べる。

○委員 5 名（任期：平成 30 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日）
○第 1 回会議：平成 30 年 7 月 25 日
○第 2 回会議：平成 30 年 9 月下旬～10 月上旬開催予定
○第 3 回会議：平成 31 年 2～3 月開催予定

（２）文化財保護指導委員

文化財の保存及び活用のために、文化財の巡視、文化財保護についての普及啓発活動、文化財所有者等に対する指導・助言等をおこなう。

○委員 9 名（任期：平成 30 年 8 月 1 日～平成 32 年 7 月 31 日）
○第 1 回会議：平成 30 年 9 月開催予定
○第 2 回会議：平成 31 年 2 月～3 月開催予定

３　埋蔵文化財保護事業

埋蔵文化財包蔵地内で実施される土木工事等について、事業者への行政指導・連絡調整、届出等の事務処理、緊急調査等をおこなう。調査成果については整理作業をおこない、報告書を刊行する。また、出土品を活用した展示・講座等の普及啓発活動を実施する。

（１）埋蔵文化財緊急調査

試掘調査や本格調査（記録保存目的）の実施・調整をおこなう。

（２）埋蔵文化財保管遺物整理

昨年度に引き続き、平成 6 年に調査が行われた旧石器時代の月見野遺跡群上野遺跡第 9 地点（つきみ野 1-6-3）の資料整理を実施。大和市埋蔵文化財総合調査会に委託。

【平成 30 年度の予定】

剥片石器類の全点所在確認調査を継続。所在確認ができた未実測資料の実測。

４　民俗文化財保護事業

民具資料の収集・整理作業・保管をおこなう。また、市域の古老から、伝承されている民俗について聞き取り調査をおこなう。調査成果は報告書として刊行する。

（１）民具資料の収集・整理作業・保管

市民から寄付の申し出があった民具資料を収集し、文化財保管施設で整理作業および保管を実施する。

【平成 30 年度の予定】

大和市文化財調査報告書第 94 集「大和の民具　－食（加工・保存・貯蔵）－（仮）」を刊行予定（平成 31 年 3 月）。

（２）民俗文化財調査（民俗聞き書き調査）

大和市民間信仰調査会に委託し、大和市内における衣食住に関わる習俗ついて、新たに調査を実施する。

【平成 30 年度の予定】

衣食住に関わる習俗についての文献調査および聞き書き調査を行う。

５　史跡・天然記念物保護事業

市内で採集した動物・植物・昆虫の標本を適正に保存管理する。また、県・市指定天然記念物の樹木を適切に維持管理する。

（１）動物・植物・昆虫標本の保存管理

動物標本は文化財保管施設で、植物・昆虫標本はつる舞の里歴史資料館収蔵庫

で継続して保存管理を実施。

（２）県・市指定天然記念物樹木の維持管理

①損害賠償責任保険への加入
　県・市指定ともに継続して加入する。県指定シラカシ林は泉の森全体でかけている賠償責任保険の範囲内に含まれている。

②市指定天然記念物樹木診断
　樹木医による樹木診断を実施し、現況と今後の保存方法について確認・検証する。

【平成 30 年度の予定】
　8 月にハルニレ（深見神社）を対象とした樹木診断を実施予定。

③県指定天然記念物シラカシ林賃貸借
　土地所有者と市との間のシラカシ林賃貸借契約を平成 25 年度から継続。市が管理責任者として維持・管理・補修に当たる（日常管理は泉の森の一部として大和市スポーツ・よか・みどり財団に委託）。

6　文化財普及啓発事業

　文化財愛護講座の開催、文化財案内板の維持管理、大和市にゆかりの人物調査、文化財防火デーにちなんだ消防訓練等をおこなう。

（１）文化財愛護講座
　市民に身近なテーマを設定し、外部講師を招いた講座を開催する。

【平成 30 年度の予定】
　平成 31 年 1 月 20 日（日）に、月見野遺跡群発掘調査 50 周年を記念したシンポジウムを神奈川県考古学会と共催で開催予定。

（２）文化財案内板維持管理
　文化財保護指導委員による巡回調査の結果をもとに、劣化の進行が著しいものから順に板面張り替え等の補修をおこなう。

【平成 30 年度の予定】

○文化財保護指導委員前期巡回調査結果から、相模野 149 遺跡、下鶴間浅間社遺跡、深見神社南遺跡の案内板の板面張替をおこなう。時期は 10～12 月を予定。

○総合案内板の木製の枠柱に防腐処理を施す。

（３）大和市ゆかりの人物調査

大和市歴史人物調査会に委託し、大和市の歴史にゆかりのある人物について調査する。

【平成 30 年度の予定】

昭和 30 年代までに活躍した人物（物故者）を対象として本調査を実施するとともに、調査報告書の編集方針について検討する。

（４）文化財防火デーの実施

1 月 26 日の文化財防火デーにちなみ、消防訓練を実施する。

【平成 30 年度の予定】

平成 30 年 1 月 25 日（金）、郷土民家園にて消防訓練を実施予定。

7　指定文化財保護支援事業

民間所有の市指定文化財について、所有・管理者あてに保存管理のための補助金を交付。交付先は史跡 2 件、天然記念物 3 件、有形文化財 17 件、無形民俗文化財 2 件の計 24 件（資料 3-2 参照）。

8　郷土民家園管理運営事業

市指定文化財である旧北島家住宅、旧小川家住宅を移築復元した同施設について維持管理、事業の実施をおこなう。日常の維持管理、事業の実施、小規模修繕は指定管理者がおこない、大きな修繕は市がおこなう。

（１）指定管理者

○公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団

○指定期間：平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

○平成 27 年度に公募により選定

（２）指定管理者による事業等

市が指定する年中行事、指定管理者が独自に実施する自主事業、施設の運営・維持管理、軽易な修繕等を指定管理者がおこなう。

【平成 30 年度の予定】

※資料 3-3 参照

（３）市による修繕

指定管理者との協定により、一件 10 万円を超える修繕は市がおこなう。

【平成 30 年度の予定】

7 月～8 月にかけてスロープのコンクリート舗装を実施予定。

９　つる舞の里歴史資料館維持管理事務

施設、車両、導入システム等の維持管理、施設修繕、賠償責任保険への加入等をおこなう。

（１）施設修繕

経年劣化部分の補修、施設運用上の要望部分の改修をおこなう。

【平成 30 年度の予定】

6 月 19 日に展示室照明の一部を LED に交換。今後も順次交換をおこなう。

（２）導入システムの維持管理

収蔵品管理システム（I･B ミュージアム、早稲田システム開発）を継続して運用する。

１０　つる舞の里歴史資料館運営事業

常設展示の運営、多様な文化財や歴史を紹介する企画展の開催、市民が気軽に郷土の歴史・文化財に接することができる「つるまい土曜講座」等を実施する。運営形態は市直営。

（１）常設展示の運営

市北部の歴史資料を中心とした常設展示を、企画展会期中を除いて通年運営する。

（２）企画展の開催

多様な文化財や歴史を紹介するための企画展を開催する。文化財保護強調週間前後を会期とする。

【平成 30 年度の予定】

10 月 23 日（火）～12 月 9 日（日）に、「維新・明治 150 年企画展　激動の幕末・維新期を庶民はどう生きたか」と題し、幕末～明治初期（1850～1880 年頃）の情勢と世相の変化について、市域の文書資料を中心に紹介する企画展示を開催予定。

（３）つるまい土曜講座の開催

市民が気軽に郷土の歴史・文化財に接することができるよう、原則毎月第 4 土曜日に開催する。夏休み期間中は子供向けの講座とする。

【平成 30 年度の予定（既に実施した分を含む）】

月日	内　容	参加人数
４/28	常設展示解説「矢倉澤往還」	19人
５/26	常設展示解説「林間都市計画について」	12人
６/23	「七夕の歴史について」	8人
７/28	「むかしあそび体験（室内遊び中心）」	
８/25	「むかしあそび体験（室外遊び中心）」	
９/22	「今更聞けない明治維新」	
10/27	「明治維新期の大和その１」	
11/24	「明治維新期の大和その２」	
12/22	民具体験講座	
１/26	昔の農業	
２/23	ちり面細工を作ろう	
３/23	常設展示解説「古代の大和市」	

（４）三館合同企画展の開催

下鶴間ふるさと館、郷土民家園との 3 館合同による展示とスタンプラリーを 2 回実施する予定。

【平成 30 年度の予定】

① 7 月 21 日（土）～8 月 26 日（日）に 3 館合同で子供向けの規格展示をするとともに、3 館のスタンプを集めると記念品をプレゼントするスタンプラリーを実施。またつる舞の里歴史資料館と下鶴間ふるさと館では昔の遊びの展示解説、郷土民家園では蚕の飼育展示を実施。

② 2 月中旬～3 月下旬にひな祭りをテーマに実施予定。

（５）年中行事展示の実施

【平成 30 年度の予定（既に実施した分を含む）】

日程	行事名	内容
4/21（土）～ 5/6（日）	五月の節供	五月の節供の紹介、五月人形の展示
6/30（土）～ 7/8（日）	七夕	七夕の行事の紹介、笹飾りの展示
2/中旬～ 3/下旬	三月の節供	三月の節供の紹介、ひな人形・つるし雛等の展示

（６）団体見学の受け入れ

大和市内の小学校や団体の要望により、施設や展示の説明を実施。

１１　下鶴間ふるさと館維持管理運営事業

矢倉沢往還下鶴間宿の商家・旧小倉家住宅を復元した施設を適切に管理し、一般公開する。運営形態は市直営で、つる舞の里歴史資料館が所管し非常勤職員を配置している。

（１）年中行事の実施

【平成 30 年度の予定】

日程	行事名	内容
4/21（土）～	五月の節供	五月の節供の紹介、五月人形の展示

５/６（日）		
６/30（土）～ ７/８（日）	七夕	七夕の行事の紹介、笹飾りの展示
８/８（水）～ ８/19（日）	お盆とスナモリ	お盆の行事の紹介、スナモリの再現展示
９/15（土）～ 10/21（日）	十五夜	十五夜（お月見）の行事の紹介、お供えの展示
10/13日（土）～ 10/21日（日）	十三夜	十三夜（お月見）の行事の紹介、お供えの展示
11/28（水）～ 12/9（日）	ヨーカゾー	ヨーカゾーの行事紹介、メカゴ等の展示
12/15（土）～ １/14（月）	暮れとお正月	暮れとお正月に関する行事の紹介①、鏡餅・破魔弓などの展示 暮れの準備から、正月・小正月にかけての行事について、展示替えをしながら紹介していく
１/５頃～	同上	暮れとお正月に関する行事の紹介②、七草の行事を紹介
１/10頃～	同上	暮れとお正月に関する行事の紹介③、まゆ玉飾りの展示
2/2（土）～ ２/11（月）	節分とヨーカゾー	節分とヨーカゾー（2月8日）の行事紹介、やっかがし、メカゴ等の展示
２/16（土）～ ３/10（日）	三月の節供	三月の節供の紹介、ひな人形・つるし雛等の展示

（２）三館合同企画展の実施

１０－（４）と同じ。

（３）団体見学の受け入れ

大和市内外の小学校や団体の要望により、施設や展示の説明を実施。

１２　有形文化財保護事業

古文書等の歴史資料及び建築物について、情報の収集、目録作成作業、現地調査等をおこなう。調査は大和市歴史資料調査会及び大和市建造物調査会に委託する。

【平成 30 年度の予定】

① 長谷川家所蔵資料の分類目録に基づいて資料整理を実施予定。

② 建造物調査会に委託し、大津家・小川家養蚕建築、荒井家桶職人部屋の調査を実施予定。

１３　無形文化財保護事業

伝承者の高齢化などにより、失われつつある無形民俗文化財の調査、映像等による記録保存をおこなう。調査成果は無形民俗文化財の後継者に映像資料として提供するとともに、市民が活用できるよう映像作品として公開する。

【平成 30 年度の予定】

市指定重要無形民俗文化財「福田神社囃子獅子舞」について、H29 年度に撮影した演目の映像を編集し、映像作品化予定。

１４　文化財保管施設維持管理事業

大和市文化財保管施設（鶴間 1-19-8）を維持管理し、市が所有・管理する文化財を収蔵・保管する。保管施設は資料整理の拠点としても活用する。

【参考】平成３０年度市史編さん関係事業（予定）

１　歴史的公文書収集整理事業

廃棄される公文書の中から歴史的な価値のある記録を選別・収集し、整理・目録化をおこなう。保管した資料は市民へ情報提供可能な状態とする。一部の資料については、必要に応じて媒体変換（複製作成）をおこなう。

２　地域歴史資料整理・保存事業

個人などが所蔵する歴史的資料の目録を整備し、長期にわたり安寧に保存できるよう対策を実施する。保存と活用のため、マイクロフィルムなどへの媒体変換も実施する。歴史的資料が欠けている分野と時期については、聞き取り調査を実施して資料を補完する。

３　大和市史編集発刊事業

市域の歴史情報を市民に提供するため、資料調査、資料の解読、論文執筆依頼・編集等をおこない、『大和市史研究』、『大和市史資料叢書』を発行する。平成 30 年度は大和市史研究 41 を刊行予定。

大和市指定文化財一覧

資料３－２

(円)

連番	指定	指定種別	種別	文化財名称	指定年月日	管理者	補助額	文化財所在地	名称
1	有１	市指定重要有形文化財	建造物	観音寺厨子	S47.2.25	民間	10,000	大和市下鶴間２２４０	観音寺
2	有２	市指定重要有形文化財	彫刻	諏訪神社御神像	S47.2.25	民間	10,000	大和市下鶴間２５４０	諏訪神社(非公開)
3	有３	市指定重要有形文化財	彫刻	坂本小左エ門重安の位牌	S47.2.25	民間	10,000	大和市深見３９２	個人蔵(非公開)
4	有４	市指定重要有形文化財	建造物	深見神社社号標	S47.2.25	民間	10,000	大和市深見３３６７	深見神社
5	有５	市指定重要有形文化財	建造物	慶長年間の墓	S47.2.25	民間	10,000	大和市深見３３６１	佛導寺
6	有６	市指定重要有形文化財	建造物	徳本念仏塔	S47.2.25	民間	10,000	大和市深見３３６１	佛導寺
7	有７	市指定重要有形文化財	建造物	坂本家の墓	S47.2.25	民間	10,000	大和市深見３３６１	佛導寺
8	有８	市指定重要有形文化財	彫刻	田中八幡宮御神像	S47.2.25	民間	10,000	大和市代官１－２０－２０	田中八幡宮(非公開)
9	有９	市指定重要有形文化財	建造物	善徳寺　厨子	S47.2.25	大和市	－	大和市鶴間１－１９－８	文化財保管施設
10	有１０	市指定重要有形文化財	彫刻	木造優婆尊尼座像	S56.8.1	民間	10,000	大和市福田１２７９	蓮慶寺
11	有１１	市指定重要有形文化財	彫刻	木造地蔵菩薩半跏像	S56.8.1	民間	10,000	大和市下鶴間２２４０	観音寺
12	有１２	市指定重要有形文化財	彫刻	銅造誕生釈迦仏立像	S56.8.1	民間	10,000	大和市上草柳３－１０－５	善徳寺
13	有１３	市指定重要有形文化財	工芸品	旧子ノ社鰐口	S56.8.1	民間	10,000	大和市深見３５９４	個人蔵(非公開)
14	有１４	市指定重要有形文化財	工芸品	佛導寺　梵鐘	S56.8.1	民間	10,000	大和市深見３３６１	佛導寺
15	有１５	市指定重要有形文化財	建造物	旧小川　勝家住宅	S59.4.28	大和市	－	大和市上草柳６２９-１	郷土民家園
16	有１６	市指定重要有形文化財	建造物	旧北島忠義家住宅	S61.9.25	大和市	－	大和市上草柳６２９-１	郷土民家園
17	有１７	市指定重要有形文化財	工芸品	諏訪神社北辰一刀流奉納額	H6.4.1	民間	10,000	大和市下鶴間２５４０	諏訪神社(非公開)
18	有１８	市指定重要有形文化財	建造物	旧小倉可光家住宅	H7.4.27	大和市	－	大和市下鶴間２３５９―５	下鶴間ふるさと館
19	有１９	市指定重要有形文化財	建造物	旧小倉可光家住宅土蔵	H9.4.24	大和市	－	大和市下鶴間２３５９―５	下鶴間ふるさと館
20	有２０	市指定重要有形文化財	建造物	大津家長屋門	H9.7.24	民間	10,000	大和市下和田１１０５	個人蔵
21	有２１	市指定重要有形文化財	工芸品	田中八幡宮天然理心流奉納額	H10.9.10	民間	10,000	大和市代官１－２０－２０	田中八幡宮
22	有２２	市指定重要有形文化財	彫刻	木造阿弥陀如来立像	H16.7.29	民間	10,000	大和市上和田２７１０	信法寺
23	民無１	市指定重要無形民俗文化財	無形民俗	福田神社囃子獅子舞保存会	S44.1.10	民間	30,000	大和市福田８－８－２１	福田神社
24	民無２	市指定重要無形民俗文化財	無形民俗	上和田薬王院双盤念佛保存会	S53.4.21	民間	30,000	大和市上和田２７１０	薬王院
25	民有１	市指定重要有形民俗文化財	有形民俗	福田の廻り地蔵および講中道具	H29.9.28	大和市・民間	－	大和市鶴間１－１９－８	文化財保管施設
26	記１	市指定史跡名勝天然記念物	天然記念物	タブノキ	S41.6.11	民間	10,000	大和市代官１－１９－７	個人蔵
27	記２	市指定史跡名勝天然記念物	天然記念物	ハルニレ	S47.2.25	民間	10,000	大和市深見３３６７	深見神社
28	記３	市指定史跡名勝天然記念物	天然記念物	ケヤキ	S47.2.25	民間	辞退	大和市下和田１１０５	個人蔵
29	記４	市指定史跡名勝天然記念物	天然記念物	ケヤキ	S47.2.25	民間	10,000	大和市福田１２０９	個人蔵
30	記５	市指定史跡名勝天然記念物	史跡	旧石川家墓地	S63.4.1	民間	10,000	大和市上和田２７１０	信法寺
31	記６	市指定史跡名勝天然記念物	史跡	旧中根家墓地	S63.4.1	民間	10,000	大和市福田２１７６	常泉寺
32	記７	市指定史跡名勝天然記念物	史跡	旧小倉家住宅宅地	H15.6.25	大和市	－	大和市下鶴間２３５９―５タ	下鶴間ふるさと館

8　自主事業等事業計画

①目的

施設の特色を生かし、市民ニーズに対応した自主事業（各種教室等）を行います。大和市で古来からの習慣として行っていた年中行事や民俗文化体験等の事業を行い施設の利用増進を図ります。

②内容

1）自主事業

こどもの日まつり	５月　４日（金・祝）・５日（土・祝）
小麦脱穀体験	６月　３日（日）
七夕の調べ	７月　７日（土）・８日（日）
カイコを知ろう	７月１６日（月・祝）
十五夜団子を作ろう	９月２３日（日・祝）
古民家でお月見	９月２４日（月・休）※１９時まで開園
民家園の秋まつり	１１月　４日（日）
正月飾りを作ろう	１２月２３日（日・祝）
初春の七草粥	１月　６日（日）
味噌作り	２月１６日（土）・１７日（日）
民家園の春まつり	３月　３日（日）

箏のしらべとともにお話の世界へ（年４回）

2）年中行事（展示）

端午の節供	４～５月
七夕飾り	７月
カイコの飼育	７～８月
お盆の砂盛り	８月
十五夜団子飾り	９月
十三夜団子飾り	１０月
ヨーカゾーの目籠飾り	１２・２月
正月飾り	１２～１月
春の七草	１２～１月
繭玉団子飾り	１月
お雛様飾り	２～３月

※仕様書に記載の「獅子舞と餅つき」については、保健所の指導により餅つきは行なわず、獅子舞のみ春まつりの中で行う予定です。

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について

１．趣旨

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正法が平成 30 年 6 月 1 日に可決され、来年 4 月 1 日より施行されることとなり、これまで教育委員会の所管となっていた文化財保護に関する事務が、条例で定めることにより、市長部局への移管が可能となりました。

これに伴い、文化財保護に関する事務を市長部局で所管するため、「大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」の一部改正を検討しています。

２．教育委員会に属する事務の執行体制の経過

本市では、平成 24 年に「大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」を制定し、スポーツと文化に関する事務を市長部局に移管することで、まちづくりや地域の活性化、観光、産業などの振興といった観点から、関連する部門との連携強化により文化・スポーツの振興を図るとともに、地域活力の創出と地域振興につなげてきました。

なお、「文化財の保護に関する事務」については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育委員会の事務として位置づけがされていたことから、地方自治法第 180 条の 7 に基づく補助執行を活用し、組織上市長部局（文化振興課）が事務を行ってきました。

今回の法改正で「文化財の保護に関する事務」についても、条例で定めることにより市長部局への完全移管が可能となったため、所定の手続きを行うことを検討しています。

３．教育委員会から市長部局に移管する事務（案）

・文化財の収集、保存、調査研究、活用及び普及啓発に関すること。
・つる舞の里歴史資料館及び下鶴間ふるさと館の管理運営に関すること。
・つる舞の里歴史資料館における資料の収集及び調査研究に関すること。
・つる舞の里歴史資料館及び下鶴間ふるさと館における収蔵した資料の保管、展示及び郷土文化の向上のための啓発活動に関すること。
・郷土民家園に関すること。
・文化財保護審議会に関すること。

６．今後のスケジュール（案）

9 月	教育委員会への意見聴取（依頼）
～10 月中旬	文化財保護審議会（答申）
11 月	教育委員会から回答
12 月	12 月定例会へ条例改正案を上程
平成 31 年 1 月～3 月	関係規則等改正
4 月　1 日	条例施行